

**青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および
基準に関する条例**

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方公営企業法第38条第4項の規定にもとづき、青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準を定めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および
基準に関する条例**

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定にもとづき、青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 青梅市モーターボート競走事業企業職員で常時勤務を要するものおよび地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下これらを「職員」という。）の給与の種類は、給料および手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級および当該職務の級ごとの号給（地方公務員法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）にあつては、職務の級）を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級および号給の数ならびに各職務の級における最低の号給の給料額および号給間の給料額の差額は、法第38条第2項および第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(扶養手当)

第4条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して給料の支給方法に準じて支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母および祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(地域手当)

第5条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当および管理職手当の月額の合計額を基準として、給料の支給方法に準じて支給する。

(住居手当)

第6条 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員のうち、

満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っているものに支給する。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、通勤のため交通機関または有料の道路を利用し、かつ、その運賃または料金を負担することを常例とする職員およびその他の職員で通勤のため自転車等の交通の用具を使用することを常例とする職員に対して支給する。

（時間外勤務手当）

第8条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

（休日勤務手当）

第9条 職員には、正規の勤務日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下同じ。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。ただし、管理者が休日の勤務に替えて職員に他の日の勤務を免除した場合には、休日勤務手当は支給しない。

（夜間勤務手当）

第10条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性にもとづき管理者が指定するものについて支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第12条 前条の規定の適用を受ける職員が臨時または緊急の必要により勤務を要しない日または休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、管理者が勤務を要しない日または

休日の勤務に替えて他の日の勤務を免除した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

- 2 前項に規定する場合のほか、前条の規定の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により勤務を要しない日または休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日および12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給する。

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給する。

(退職手当)

第15条 退職手当は、職員が退職または死亡した場合に支給する。

- 2 退職手当の支給基準については、青梅市職員退職手当支給条例（昭和26年条例第34号）の支給基準を準用して、別に管理者が定めるところにより支給する。

- 3 管理者は、青梅市職員退職手当支給条例の適用を受ける者の例により、退職手当の支給の制限、支払の差止めおよび返納に関する処分ならびに退職手当相当額の納付に関する処分をすることができる。

(給与の減額)

第16条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に管理者の承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）または介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務し

ない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第17条 職員が休職にされたときは、管理者が定める給与を支給することができる。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第18条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当および勤勉手当については、この限りでない。

(非常勤職員等の給与)

第19条 青梅市モーターボート競走事業企業職員で職員以外のものに対する給与は、職員の給与との権衡を考慮して、別に管理者が定めるところにより支給する。

(特定職員についての適用除外)

第20条 第8条、第9条第2項および第10条の規定は、第11条の規定により指定する職員には適用しない。

2 第4条、第6条および第15条の規定は、再任用職員には適用しない。

3 第4条および第6条の規定は、管理者が別に定める職員には適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会計年度任用職員および」を「会計年度任用職員ならびに」に改め、「（平成16年条例第25号）」の次に「および青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和3年条例第 号）」を加える。

(青梅市職員退職手当支給条例の一部改正)

3 青梅市職員退職手当支給条例（昭和26年条例第34号）の一部を次

のように改正する。

第2条第1項第2号中「の適用を受ける者」を「（平成16年条例第25号）または青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和3年条例第 号）の適用を受ける者（第9条において「公営企業の職員」という。）」に改める。

第9条第5項中「青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成16年条例第25号）の適用を受ける職員（以下「市立総合病院の職員」という。）」および「市立総合病院の職員」を「公営企業の職員」に改める。

（青梅市職員の旅費に関する条例の一部改正）

- 4 青梅市職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成16年条例第25号）」を「、青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成16年条例第25号）および青梅市モーターボート競走事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和3年条例第 号）」に改める。